イ．立地基準2［公園周辺］

景観形成のために望まれる配慮は画一的なものではなく、地域の特性や建築物の用途等によっても異なります。そのため、景観形成基準は、事業者に対象地域における配慮すべき基本的な事項を示し、良好な景観形成に向けて柔軟な創意工夫を求めるためのものとします。

立地基準２は、主に方針１の「豊かな自然環境や歴史とふれあえる街づくり」の「区を特徴づけるまとまったみどりの保全・創出」などが目指している公園と周辺の市街地が一体となった景観をつくることを目的としています。

目黒区は、住宅地のなかに大小様々な規模の特徴的な公園があり、多くの人が訪れる公園は、貴重な景観資源となっています。目黒区の良好な景観を形成するために、公園そのものの景観整備だけでなく、公園とその周辺が一体となった景観を整備することが重要となります。そこで、比較的大規模な公園で、「目黒区みどりの基本計画」に掲載されている「目黒の森」を構成している公園周辺の建築物を対象に、公園のみどりと一体となった景観を生み出す基準とします。

なお、景観形成基準は法第８条第２項第２号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のうち、法第８条第４項第２号の規制又は措置の基準とします。

■表Ⅳ-17　基準の目指すもの・適用対象

公園と周辺の市街地が一体となった景観をつくる	
基準が適用される対象	・「目黒の森」を構成している公園に面する敷地又はその公園の外周道路に面する敷地の建築物

■表Ⅳ-18　届出対象行為と届出規模

届出対象行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（ただし一戸建住宅を除く）	建築行為が行われる敷地に適用される基本基準の届出対象規模に準ずる（P.64～72）

木陰のある公園（菅刈公園）

区内の唯一の水田（駒場野公園）

■表Ⅳ-19　景観形成基準

対象		景観形成基準	配慮・工夫の一例
建築物に対する基準	形態、色彩、その他の意匠	公園に面して単調な壁面を避けるなど公園からの見え方に配慮する。	・公園に面した道路側にみどりが確保されるよう工夫する。
		建築物等の外壁等は、公園のみどりを意識した色調や素材の使用など、公園との調和を図る。	・建築物等の外壁の色調や素材は、原色や反射する素材を避ける。 ・外壁にみどりと調和する色調や素材を使用する。
		公園と隣接する建築物等の外壁等は、原色や反射する素材を避けるなど公園と調和した街並み景観の形成を図る。	・公園に隣接する建築物等の外壁等は、原色や金属パネルなど反射する素材を避けるなど公園のみどりや景観と調和を図る。
	建築物の周囲の空地・外構	公園に隣接する敷地はみどりの確保に努め、みどりの広がりに配慮する。	・公園に隣接する敷地は、低木や中高木を適宜配置し、公園のみどりと連続するよう工夫する。

■図Ⅳ-14　配慮・工夫のイメージ